議案第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年) 月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「距離として」の次に「消防長又は」を加える。

第5条の2第1項第1号ア及び同項第2号イ中「鋼鈑」を「鋼板」に改める。

第15条第1項第3号中「消防署長」を「消防長」に改め、同項第4号中「キュービクル式のものにあっては、」を削り、同条第2項中「消防署長」を「消防長」に改める。

第15条の2第1項第1号中「消防署長」を「消防長」に改め、同項第4号中「雨水等」 を「その筐体は雨水等」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第17条第2項中「、第6号」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第15条の2第1項第4号」に改め

る。

第23条中「所轄消防署長(以下「消防署長」という。)」を「消防署長」に改める。

第24条第1項第1号中「距離として」の次に「消防長又は」を加える。

第25条第1項第2号中「において」を「に置いて」に改める。

第35条第5項中「吸い殻容器」を「吸殻容器」に改める。

第44条の2中「消防長」の次に「又は消防署長」を加える。

第54条中「消防署長」を「消防長又は消防署長」に改め、同条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

第55条の2第1項中「消防署長が」を「消防長が」に、「消防署長に」を「消防長又は 消防署長に」に改める。

第57条中「第12号」を「第17号」に改める。

別表第3中

Γ

上記に分類	使用温度が800℃	 2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
されないも	以上のもの				
0	使用温度が300℃	 1 5 0	1 0 0	200	1 0 0
	以上800℃未満の				
	もの				
	使用温度が300℃	 1 0 0	5 0	1 0 0	5 0
	未満のもの				

を

Γ

固	不	木炭を燃料とする	炭火焼	_	1 0 0	5 0	5 0	5 0
体	燃	もの	き器					
燃	以							
料	外							
	不	木炭を燃料とする	炭火焼	_	8 0	3 0	_	3 0
	燃	もの	き器					

上記に分類	使用温度が800℃	_	2 5 0	200	3 0 0	2 0
されないも	以上のもの					0
0	使用温度が300℃		1 5 0	1 0 0	200	1 0
	以上800℃未満の					0
	もの					
	使用温度が300℃		1 0 0	5 0	1 0 0	5 0
	未満のもの					

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の宝塚市火災予防条例(以下「新条例」という。)第17条第1項に規定する蓄電池設備(この条例による改正前の宝塚市火災予防条例(附則第4項において「旧条例」という。)第17条第1項に規定する蓄電池設備に該当するものに限る。次項において同じ。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)のうち、新条例第15条第1項第4号(新条例第12条の2第1項及び第3項、第15条第3項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備のうち、新条例第17条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備(旧条例第17条第1項に規定する蓄電 池設備に該当するものを除く。)のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの 及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、 同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

1

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行

改正案

(炉)

- 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要 しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25 年法律第201号)第2条第9号に規定する不 燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上 げをした建築物等(消防法施行令(昭和36 年政令第37号。以下「令」という。)第5条 第1項第1号に規定する建築物等をいう。以 下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基 準法第2条第7号に規定する耐火構造をい う。以下同じ。)であって、間柱、下地その 他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施 行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に 規定する準不燃材料をいう。以下同じ。) で造ったものである場合又は当該建築物 等の部分の構造が耐火構造以外の構造で あって、間柱、下地その他主要な部分を不 燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるも のに限る。)である場合をいう。以下同じ。) を除き、建築物等及び可燃性の物品から次 のア又はイに掲げる距離のうち、火災予防 上安全な距離として 消防署長 が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

 $(2) \sim (19)$ (略)

2~4 (略)

(厨房設備)

- 第5条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天 蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次 によること。
 - ア 排気ダクト等は、耐食性を有する<u>鋼飯</u> 又はこれと同等以上の耐食性及び強度 を有する不燃材料で造ること。ただし、 当該厨房設備に入力及び使用状況から

(炉)

- 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準 によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要 しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25 年法律第201号)第2条第9号に規定する不 燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上 げをした建築物等(消防法施行令(昭和36 年政令第37号。以下「令」という。)第5条 第1項第1号に規定する建築物等をいう。以 下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基 準法第2条第7号に規定する耐火構造をい う。以下同じ。)であって、間柱、下地その 他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施 行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に 規定する準不燃材料をいう。以下同じ。) で造ったものである場合又は当該建築物 等の部分の構造が耐火構造以外の構造で あって、間柱、下地その他主要な部分を不 燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるも のに限る。)である場合をいう。以下同じ。) を除き、建築物等及び可燃性の物品から次 のア又はイに掲げる距離のうち、火災予防 上安全な距離として消防長又は消防署長 が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

 $(2) \sim (19)$ (略)

2~4 (略)

(厨房設備)

- 第5条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天 蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次 によること。
 - ア 排気ダクト等は、耐食性を有する<u>鋼板</u> 又はこれと同等以上の耐食性及び強度 を有する不燃材料で造ること。ただし、 当該厨房設備に入力及び使用状況から

判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

イ~カ (略)

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア (略)

イ グリス除去装置は、耐食性を有する<u>鋼</u> <u>飯</u>又はこれと同等以上の耐食性及び強 度を有する不燃材料で造られたものと すること。ただし、当該厨房設備の入力 及び使用状況から判断して火災予防上 支障がないと認められるものにあって は、この限りでない。

ウ・エ (略)

(3) • (4) (略)

2 (略)

(変電設備)

- 第15条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 変電設備(消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画させ、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上有効な措置を講じた場合においては、この限りでない。
 - (4) <u>キュービクル式のものにあっては、</u>建 築物等の部分との間に換気、点検及び整備 に支障のない距離を保つこと。

(5)~(12) (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に 設ける電気事業者用のもの並びに<u>消防署長</u> が火災予防上支障がないと認める構造を有 するキュービクル式のものを除く。)にあっ ては、建築物から3メートル以上の距離を保 たなければならない。ただし、不燃材料で造 り、又は覆われた外壁で開口部のないものに 判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

イ~カ (略)

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア (略)

イ グリス除去装置は、耐食性を有する<u>鋼</u> 板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとすること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

ウ・エ (略)

(3) • (4) (略)

2 (略)

(変電設備)

- 第15条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 変電設備(消防長 が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画させ、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上有効な措置を講じた場合においては、この限りでない。
 - (4) _____建 築物等の部分との間に換気、点検及び整備 に支障のない距離を保つこと。

 $(5) \sim (12)$ (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に 設ける電気事業者用のもの並びに<u>消防長</u> が火災予防上支障がないと認める構造を有 するキュービクル式のものを除く。)にあっ ては、建築物から3メートル以上の距離を保 たなければならない。ただし、不燃材料で造 り、又は覆われた外壁で開口部のないものに 面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

- 第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電用ケーブルを収がする設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び<u>消防署長</u>が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア・イ (略)

- (2) (3) (略)
- (4) <u>雨水等</u> の浸入防止の措置を 講ずること。
- (5)~(19) (略)
- 2 (略)

(蓄電池設備)

- 第17条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と 電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・ セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽 は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないよ うに設けなければならない。ただし、アルカ リ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、 耐酸性の床又は台としないことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ

面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

- 第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のも同じ。)を別でのものを除く。)をいい、分離型のも電スト(コネクター及び充電用ケーブルを収がなる設備で、変圧する機能を有する設備本体及び充電ルケーブルを収がする設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものという。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び<u>消防長</u>が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア・イ (略)

- (2) (3) (略)
- (4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を 講ずること。
- (5)~(19) (略)
- 2 (略)

(蓄電池設備)

- 第17条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時と下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ

いては、第14条第4号並びに第15条第1項第1 号、第3号、第6号から第8号まで及び第11号 の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の進入 防止の措置を講じたキュービクル式のもの としなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第14条第4号、第15条第1項第4号、 第7号、第8号及び第11号並びに<u>第2項並びに</u> 本条第1項の規定を準用する。

(基準の特例)

第23条 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長又は所轄消防署長(以下「消防署長」という。)が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(液体燃料を使用する器具)

- 第24条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、 次に掲げる基準によらなければならない。

ア・イ (略)

 $(2) \sim (14)$ (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

- 第25条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、 次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) (略)

いては、第14条第4号並びに第15条第1項第1 号、第3号_____から第8号まで及び第11号 の規定を準用する。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ いては、第14条第4号、第15条第1項第4号、 第7号、第8号及び第11号並びに<u>第15条の2第</u> 1項第4号 の規定を準用する。

(基準の特例)

第23条 この節の規定は、この節に掲げる設備 について、消防長又は消防署長

が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(液体燃料を使用する器具)

- 第24条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、 次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次のア又はイに掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として<u>消防長又は</u>消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

(2) \sim (14) (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

- 第25条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、 次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) (略)

- (2) 置きごたつにあっては、火入容器を金 属以外の不燃材料で造った台上<u>において</u> 使用すること。
- 2 (略)

(作業中の防火管理)

第35条 (略)

2~4 (略)

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に<u>吸い殻容器</u>を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

(基準の特例)

第44条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長_____が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防署長</u>に届け出なければならない。

(1)~(15) (略)

(16) 蓄電池設備

(17) · (18) (略)

(指定洞道等の届出)

第55条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル (以下「通信ケーブル等」という。)の敷地を

目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等維持管理等のため必要に応じ人が出入りす

る隧道に限る。)で、火災が発生した場合に 消火活動に重大な支障を生じるおそれのあ るものとして消防署長が指定したもの(以下

「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等 を敷設する者は、次に掲げる事項を<u>消防署長</u> <u>に</u>届け出なければならない。

(1) \sim (3) (略)

2 (略)

(廃止の届出)

- (2) 置きごたつにあっては、火入容器を金 属以外の不燃材料で造った台上<u>に置いて</u> 使用すること。
- 2 (略)

(作業中の防火管理)

第35条 (略)

2~4 (略)

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に<u>吸殻容器</u>を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

(基準の特例)

第44条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長<u>又は消防署長</u>が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防長又は消防署長</u>に届け出なければならない。
 - (1)~(15) (略)
 - (16) 蓄電池設備<u>(蓄電池容量が20キロワッ</u> ト時以下のものを除く。)

(17) · (18) (略)

(指定洞道等の届出)

第55条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル (以下「通信ケーブル等」という。)の敷地を 目的として設置された洞道、共同溝その他こ

おいるに類する地下の工作物(通信ケーブル等維持管理等のため必要に応じ人が出入りす

る隧道に限る。)で、火災が発生した場合に 消火活動に重大な支障を生じるおそれのあ るものとして消防長が 指定したもの(以下

「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を<u>消防長又は消防署長に</u>届け出なければならない。

(1)~(3) (略)

2 (略)

(廃止の届出)

前条に規定する施設を廃止しようとする者 は、速やかに、その旨を消防長又は消防署長 に届け出なければならない。

別表第3(第3条、第24条関係)

【別記 参照】

備考 (略)

第57条 第52条、第54条第1号から第12号及び 第57条 第52条、第54条第1号から第17号及び 前条に規定する施設を廃止しようとする者 は、速やかに、その旨を消防長又は消防署長 に届け出なければならない。

別表第3(第3条、第24条関係)

【別記 参照】

備考 (略)

【別記】

(現行)

対象火気設備等又は対象火気設	備等の種別		离	隔距	雛(cm))
	入力	上方	側方	前方	後方	備考
		(((())		1515151515		······································
厨 房 設				.00000	.0000	注:機器 本体上方 の側方又
備 上記に分類され 使用温度が800℃以 ないもの 上のもの	=	<u>250</u>	<u>200</u>	300	<u>200</u>	は後方の 離隔距離
<u>使用温度が300℃以</u> 上800℃未満のもの	=	<u>150</u>	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>100</u>	を示す。
使用温度が300℃未 満のもの		<u>100</u>	<u>50</u>	100	<u>50</u>	
		(((()	(;;;;)	/>/>/>/>		·······:

(改正案)

対象火気設備等又は対象火気設	備等の種別		離	隔距	雛(cm))
	入力	上方	側方	前方	後方	備考
		(((())	:::::	/>/>/>/>\		^^^^
厨 房 >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>		NNNN				注:機器 本体上方 の側方又
備 <u>国不木炭を燃料とする</u> 炭火焼き器 <u>体燃もの</u> <u>燃以</u> <u>料外</u>	=	100	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	は後方の 離隔距離 を示す。
不木炭を燃料とする 炭火焼き器 燃もの	_	80	30		30	
上記に分類され 使用温度が800℃以 ないもの 上のもの	_	<u>250</u>	200	300	200	
使用温度が300℃以 上800℃未満のもの		<u>150</u>	100	200	100	
使用温度が300℃未 満のもの	_	100	<u>50</u>	100	<u>50</u>	
		1.1.1.1.15	();;;;	/./././		^^^^

消防予第306号令和5年5月31日

消防疗次長(公印省略)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象 火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令 の一部を改正する省令等の公布等について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号。以下「改正省令」という。)、畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件(令和5年消防庁告示第6号。以下「改正告示6号」という。)、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。)、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件(令和5年消防庁告示第8号。以下「改正告示8号」という。)及び配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件(令和5年消防庁告示第9号。以下「改正告示9号」という。)が令和5年5月31日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)に定める畜舎等に係る特例基準に関して、「規制改革推進に関する中間答申」(令和4年12月22日規制改革推進会議決定)を踏まえ「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」(部会長:関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授)において検討を行い、その結果を踏まえ、見直しを行うものです。

また、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。)に定める蓄電池設備に係る基準に関して、「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」(部会長:小林恭一東京理科大

学総合研究院教授)における検討結果を踏まえ、見直しを行うものです。さらに、 固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関して、「火を使用する設備等の評価 方法及び防火安全対策に関する検討部会」(部会長:松島均日本大学生産工学部 特任教授)における検討結果を踏まえ見直しを行うほか、配電盤及び分電盤の基 準に関して所要の見直しを行うものです。

また、対象火気省令の一部改正に伴い、〇〇市(町・村)火災予防条例(例) (昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号)についても、別紙のとおり所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

- 第一 畜舎等に係る特例基準の見直しに関する事項
 - 1 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加について 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設について、現行の 畜舎、堆肥舎及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設)に加え、 貯水施設及び水質浄化施設、保管庫(防火上支障がない物資及び車両として 消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。)、 排水処理施設、発酵槽等を追加したこと。なお、追加される施設についても、 現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設と同様に、①防火上 及び避難上支障がないこと、②周囲の状況から延焼防止上支障がないこと、 等の要件を満たすことが必要としたこと(改正省令による改正後の規則(以 下「新規則」という。)第32条の3第1項及び第2項関係)。
 - 2 保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000m²を超えるものに係る消防用設備等の特例基準について

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準では設置を不要としている屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を、原則どおり設置することとしたこと。また、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準で認めている消防用水の特例(設置が必要となる面積の緩和、二以上の部分が渡り廊下等で接続されている場

合の設置基準の緩和)を適用しないこととしたこと。なお、貯水施設及び水質浄化施設、排水処理施設、発酵槽等については、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準と同じ基準を適用することとしたこと(新規則第32条の3第3項から第6項まで関係)。

3 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部改正について

新規則において、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設となる保管庫に保管することのできる「防火上支障がない物資及び車両」について新たに規定するほか、所要の規定の整理を行うこととしたこと(改正告示6号による改正後の畜舎等に係る基準の特例の細目(令和4年消防庁告示第2号)第2関係)。

第二 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項

1 対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直しについて

現行の対象火気省令においては、4,800 アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(キロワット時)を用いて区分することとし、蓄電池容量が10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10 キロワット時を超え20 キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたこと(改正省令による改正後の対象火気省令(以下「新対象火気省令」という。)第3条第17号関係)。

- 2 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備の見直しについて 開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなく てもよいこととしたこと(新対象火気省令第12条第8号関係)。
- 3 雨水等の浸入防止措置の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととしたこと(新対象火気省令第14条第5号関係)。

4 建築物からの離隔距離の見直しについて 屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル 以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとしたこと(新対象火気省令第16条第4号関係)。

5 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準について 対象火気省令上の規制の対象外となる蓄電池容量 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下の蓄電池設備であって出火防止措置が講じられた蓄電 池設備を定めることとしたこと(7号告示第2関係)。

また、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする延焼防止措置が講じられた蓄電池設備を定めることとしたこと(7号告示第3関係)。

- 第三 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項
 - 1 厨房設備の離隔距離について

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新た に、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたこと(新対 象火気省令別表第1関係)。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正 について

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決定するための試験方法の特例として、固体燃料を使用するものや火災予防上安全性が高い構造のものの離隔距離の特例を追加することとしたこと(改正告示8号による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)第5及び第6関係)。

第四 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直しに関する事項 屋内消火栓設備の低圧式の非常電源専用受電設備の第一種配電盤等について、キャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するほか、所要の規定の整理を行うこととしたこと(改正告示9号による改正後の配電盤及び分電盤の基準(昭和56年消防庁告示第10号)第3から第5まで関係)。

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日について

改正省令のうち規則の一部改正、改正告示6号、改正告示8号及び改正告

示9号については公布の日、改正省令のうち対象火気省令の一部改正及び7号告示については令和6年1月1日から施行することとしたこと(改正省令附則第1項、改正告示6号附則、7号告示附則、改正告示8号附則及び改正告示9号附則関係)。

2 経過措置について

新対象火気省令第3条第17号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、改正省令第2条の規定の施行の際現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新対象火気省令第2章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととしたこと(改正省令附則第2項)。

第六 火災予防条例(例)の一部改正に関する事項

1 対象火気省令の一部改正に伴う改正等について

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例(例)についても第二1から4まで及び第三1と同様の改正を行うこととしたこと(第11条の2、第13条及び別表第3関係)。

また、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたこと(第 11 条関係)。

そのほか、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が 20 キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたこと (第 44 条関係)。

2 施行期日等について

(1) 施行期日について

令和6年1月1日から施行することとしたこと(附則第1項関係)。

(2) 経過措置について

第五2と同様の経過措置のほか、第11条第1項第3号の2等の改正に伴う所要の経過措置を設けることとしたこと(附則第2項から第4項まで関係)。

〇総務省令第四十八号

等 号 消 \mathcal{O} \mathcal{O} 防 取 規 法 扱 定 施 1 に 行 に 関 基 令 づ す 昭 き、 る 和 条 消 三 例 + 防 \mathcal{O} 六 法 制 年 施 定 行 政 に 令 規 関 則 第 す 及 三 る + び 基 七 対 準 号) 象 を 火 定 気 第 8 設 五. る 条 備 省 等 第 令 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 位 置 及 部 び を 第 構 改 造 正 項 及 す び 並 る 管 び 省 理 12 令 第 並 を 三 び 次 + に \mathcal{O} 対 条 ょ 象 う 火 第 12 気 定 器 項 8 具 第

令和五年五月三十一日

る。

総務大臣 松本 剛明

す 消 る 防 法 条 施 例 行 \mathcal{O} 制 規 則 定 に 及 関 び 対 す る 象 基 火 準 気 を 設 定 備 等 \Diamond る \mathcal{O} 省 位 置 令 \mathcal{O} 構 部 造 を 及 改 び 管 正 す 理 る 並 省 び 令 12 対 象 火 気 器 具 等 \mathcal{O} 取 扱 VI に 関

(消防法施行規則の一部改正)

第 条 消 防 法 施 行 規 則 昭 和 \equiv +六 年 自 治 省 令 第 六 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

定 る を 規 重 次 改 傍 定 \mathcal{O} 正 線 \mathcal{O} 表 後 を 傍 に 欄 付 線 ょ り、 に を L 付 掲 た げ 規 L 改 る た 定 正 対 部 前 以 象 欄 分 規 下 \mathcal{O} に 定 ょ 掲 と う \mathcal{O} げ L に 条 る 7 12 改 規 移 お 定 \otimes 動 1 \mathcal{O} て 改 傍 L 線 正 _ 改 対 前 を 象 正 欄 付 規 後 及 L 欄 定 び た 部 に 改 掲 と 分 正 げ を 後 1 る う。 \sum_{i} 欄 対 に n 象 対 12 規 応 順 は 定 次 し で 改 7 対 改 応 掲 正 正 前 げ す 前 る 欄 る そ 改 欄 に に 掲 正 \mathcal{O} ک げ 標 後 れ る 記 欄 に 対 部 に 対 象 分 掲 応 規 12 げ

す

る

t

 \mathcal{O}

を

掲

げ

7

1

な

11

ŧ

 \mathcal{O}

は

۲

n

を

加

え

る。

第一項の畜舎等のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの「令第十条、令第十一条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、三百平方メートル以上)のもの(前号に掲げるものを除く。) 令第十条、令第十三条から令第一項第四号を除く。)及び令第二十二条まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、三百平方メートル以上)のもの(前号に掲げるものを除く。) 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、三百平方メートル以上)のもの(前二号に掲げるものを除く。) 令第十条、令第十三条から令第十項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の床面積の合計が五十人以上(軽微にあっては、二十人以上)のもの(前二号に掲げるものを除く。) 令第十条、令第十三条から令第十項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の床面積の合計が五十人以上(無窓階以外の階にあっては、同条第二十一条がら令第二十一条を除く令第二十一条がらの音に関する部十条、令第十三条がら、同条には、同条には、同条には、同条には、同条には、同条には、同条には、同条には	3 第一項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用して、	(保管庫(防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官野水施設及び水質浄化施設 集乳施設 集乳施設 は、次の各号のいずれかに該当する施治・1 略]	管理について権原を有する者と同一であるものに限る。)をいう。以下同じ。)とする。し、当該畜舎と一体的に利用する施設であって、その管理について権原を有する者が当該畜舎の掲げる畜舎に付随する施設(畜舎の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等を要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。以下同じ。)及び次項各号に第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる(畜舎等に係る基準の特例)	改正後
[新設] 三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあっては、二十人以上)のも三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあっては、二十人以上(第五条の外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、同条第一項第五号に規定外の階にあっては、同条第一項第五号に規定がある。 「新設」 三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあっては、二十人以上(第五条の一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上)のも一旦に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあっては、二十人以上)のも一旦に対している。 「新設」は、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「新立、「おいて、」では、「新立、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」が、「いて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「いて、」では、「いて、」では、「いて、」では、「いて、」では、「いて、」では、「いて、」では、「いて、」では、「いて、」が、「いて、」が、「かいて、」では、「いて、」では、いて、」では、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、	21 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。	ら、シをいう。	施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一でて権原を有する者と同一であるものに限る。)及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳処理又は保管の用に供する施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理につい要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。)、堆肥舎(家畜排せつ物の第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる	改正前

二款から第六款までの規定以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二章第三節第以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二十六条(無窓階ら令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二条、令第二十四条、令第二十六条(無窓階

第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定第 の二、令第二十二条、令第二十四条、令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、同条第一項階 の(前号に掲げるものを除く。) 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条

第一項第四号を除く。)及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定条まで、令第二十一条の二、令第二十二条、令第二十六条(無窓階以外の階にあっては、同条三 前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三条から令第十八

項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、 二十四条第五号ニ、 第一項の畜舎等に対する令第二十七条第一項第一号及び第二項並びに第六条第六項第一号 第二十五条の二第二項第一号ハ並びに第二十八条の二第一項第三号ロ、 令第二十七条第一項第一号及び第二項

「各部分」とあるのは「各部分(消防庁長官が定める部分を除く。)」とする。第二項第一号ハ並びに第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロ中が定める構造を有する建築物」と、第六条第六項第一号、第二十四条第五号ニ、第二十五条の二中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官

[新設]

適用については、これらの規定中「各部分」とあるのは「各部分(消防庁長官が定める部分を除項第一号ハ並びに第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の

第三項各号の畜舎等に対する第六条第六項第一号、第二十四条第五号ニ、第二十五条の二第二

備考表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

対 象 火 気 設 備 等 \mathcal{O} 位 置 構 造 及 び 管 理 並 び に 対 象 火 気 、器具等 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 制 定 に 関 す

る基準を定める省令の一部改正)

第二 条 対 象 火 気 設 備 等 \mathcal{O} 位 置 構 造 及 び 管 理 並 び に 対 象 火 気 器 具 等 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 制 定 に

関 す る 基 準 を 定 8 る 省 令 平 成 + 兀 年 総 務 省 令 第二 + 兀 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \bigcirc 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

め、

改

正

前

欄

及

び

改

正

後

欄

12

対

応

L

て

掲

げ

る

そ

 \mathcal{O}

標

記

部

分

12

重 傍 線 を 付 L た 規 定 以 下 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 に お 1 て _ 対 象 規 定 と 1 う。 は、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規

定 を 改 正 後 欄 12 掲 げ る 対 象 規 定 と L 7 移 動 L 改 正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規定 で 改 正 前 欄 に れ に 対 応

す る ŧ \mathcal{O} を 撂 げ 7 11 な 1 ŧ 0 は ک れ を加 え る。

(その他の基準) (その性) (全の性) (その性) (その性) (その性) (その性) (その性) (その性) (全の性) (全の性
--

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[五〜十一 略] 「五〜十一 略] 「一番」 「一番」 「一番」 「一番」 「一番」 「一番」 「一番」 「一番」	防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものパ 蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消れているもの	に収納されている方式をいう。以下同じ。)のもの等の延焼を防止するための措置が講じら防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式(鋼板で造られた外箱ロ 燃料電池発電設備、変電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、消防長又は消[イ 略]
は注記である。	州・川 [同上]	▼ 1 1日 [新設]	等一延焼を防止するための措置が講じられているもの消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものは、燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、[イ 同上]

別表第一厨房設備の項を次のように改める。

機体の又方隔を

厨房設備		
		不燃以外
開放式		洋ダ鮨
組んリんリニキネニグニグ 込ろルろドんャッんリんり 型・付・ルろ ビトろルろド ニグニグイン 型・付・ル	据置型レンジ	組んリんリこキネングこグ付込ろルろドんャッんリン型・付・ルろじトろルろドんとしたフェンシン
14kW以下	21kW以下	14kW以下
80	100	100
0	15注	15
	15	15
0	15注	15
		注器上側はの距示:本方方後離離す

施行する。

(施行期日)

附 則

1 この省令は、 公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、 令和六年一月一日から

	-1x0C		\	固体燃料		
			不燃	不燃以外		
東朱	に分類 ないも 以 も	東义	木炭を燃料 とするもの	木炭を燃料とするもの		
用温度	用温 上 8(使用温度	然料の	然料の		
度が 300°C もの	使用温度が 300°C 以上 800°C未満の もの	度が 800°C もの	炭 火 焼 き 器	炭 火 焼 き器	据 置 型 レンジ	付こんろ
_	_	-	_	l	21㎞以下	
100	150	250	80	100	80	
50	100	200	30	50	0	
100	200	300	-	50		
0	100	200	30	50	0	_

2

第二章

0)

規

定

に

· 適 合

L

な

V)

ŧ

 \mathcal{O}

に

つい

て

は、

当該

規定

は、

適 用

L

な

ŧ 蓄 関 電 す \mathcal{O} る 0 及 池 省 設 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 条 令に 備 同 例 条 に \bigcirc よる \mathcal{O} 新 制 た 規 定 定 に に 改 該当 関 正 \mathcal{O} す 後 施 す る 行 \mathcal{O} ることとな 基 対 \mathcal{O} 準 日 象 カュ を 火 5 定 気 起 \Diamond 設 る 算 る 備 L ŧ 省 等 て二年を経 令 \mathcal{O} \mathcal{O} 0) 位 うち、 以 置、 下 構 過 第二条 造 新 す 令」 及 る び 管 \mathcal{O} と 目 ま 規 理 11 う。 定 で 並 \mathcal{O} び \mathcal{O} に 間 施 第 対 に 行 設 \equiv 象 0) 置 火 際 条 さ 現 第 気 器 れ に +具 た 設 七 ŧ 置 等 号 さ に 0 \mathcal{O} で、 れ 規 取 て 定 扱 新 す V) 11 令 る る 12

○○市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例

〇〇市 町 村) 火災予防条例 (昭和〇〇年〇〇市 町 村) 条例第〇号)の一部を次のように改正する。

第十一 条 第 項第三号の二中 「キ ユ 1 ピ 力 ル 式 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に あ つ ては、」 を削る。

第十 条の二第 項 第 兀 号中 雨 水 等 を 「そ \mathcal{O} 筐 体 は 雨 水 等 に 改 8 る。

第十三条第一項を次のように改める。

蓄 電 池 設備 (蓄 電 池 容 量 が + 丰 口 ワ ツ 1 時 以下のもの 及び蓄電池容量が十キ 口 ワット 時 を超え二十 ・キロ

ワ ツ \vdash 時 以下 \bigcirc もので あ って 蓄 電 池 設備 の出 火防 止 措 置 及び 延焼 防 止 措置 に関す る基 準 **令** 和 五. 年 消 防庁

告示 第七号) 第二に定める もの を除 ₹ . 以下同じ。) は、 地 震等により 容易に転 倒 Ļ 亀裂 Ļ 又 は 破 損

L な 11 構 造とすること。 この 場 合に お 1 て、 開 放 形 2鉛蓄 電 池を用 1 た t \mathcal{O} に . あ 0 ては、 そ \mathcal{O} 電 槽 は、 耐 酸

性 \mathcal{O} 床 上 又は・ 台 Ŀ に 設 け な げ れ ば なら な

第十三条第三項を次のように改める。

3

第 項に規定 する、 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 屋 外 に設ける蓄電池設備 (柱上及び道路上に設ける電気事業者用の Ł \mathcal{O}

蓄電 池 . 記 備 \mathcal{O} 出 火防 止措置及び延焼防 止措置に関する基準第三に定めるも の並びに消防長 (消 防署長) が

火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、 建築物から三

メー } ル 以上の距離を保たなければならない。 ただし、不燃材料で造り、 又は覆わ れた外壁 一で開 口 部 のな

いものに面するときは、この限りでない。

第十三条第四項中 「第二項並びに本条第一 項」 を「第十一条の二第 項第四! 号」に改める。

第四 + 应 条第十三号中 「蓄 電 池設備」 の 下 に 「(蓄電池容量が二十キロワット時 以下のものを除く。)」を

加える。

別表第三厨房設備の項を次のように改める。

不燃以外	
開放式	
リニキッんリん	
ドんャトろルろルろど型・付・なこグこグこグこグ	型・付・
14kW以下	
-	
10	
100	
_	
υ ₁	
—————————————————————————————————————	
15	
15	
	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
	機の方を
	器割の示本力離す
_	体又隔。

		厨房設備		
団		気体燃料		
不燃以		不然		
木科炭インをなる		開放式		
炭火焼き	据 置 型 レ ンジ	組んリんリニキッんリンジスののだんをドんヤトろルろドルなしんのいれるにをしたったらにといこがこがになっないないないないないないないないないないない	据置型レンジ	リドル付 こんろ
I	21kW以下	14kW以下	21kW以下	
100	80	80	100	
50	0	0	15 注	
50	-	İ	15	
50	0	0	15 注	

1

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

	上さの出れ	<u> </u>	※ 禁					
	わなた		不燃	外				
た (ない			木科も嵌とのをするする	t O				
3 1	が でな		炭とうをす					
使用温度 300°C未満 もの	使用温度が 300°C以上800 °C未満のもの	使用温度 800°C以上 もの	燃る					
り で オ	同の 別と 別と の		炭器					
東満	(大)	一人一种	火焼					
9 %		,	N+					
		1	l					
100	150	250	80					
50	100	200	30					
	6.5	6.2	l					
100	200	300						
45	<u> </u>	2	4.5					
50	100	200	30					

(経過措置)

2 この 条例の施 行の際現に設置されている燃料電池発電設備、 変電設備、 内燃機関を原動力とする発電設

備 及びこの 条 次例によ! る改正は 後 0000 \bigcirc 市 町 村 火災予 ,防条例 (以 下 新 条 例 という。) 第十三条 第

項に 規 定す Ź 蓄 電 池 設 備 附 則 第 匹 項 に 撂 げ る も の を除く。)(以下この 項 に お 11 て 燃 料 電 池 発 電 設 備

等 という。) 又は 現に 設 置 \mathcal{O} 工 事 中 であ る 燃 料 電 池 発 電 設 備 等 のうち、 新 条 例 第 + 条 第 項 第三 号の

二(新条例第八条の三第一項及び第三項、 第十一条第三項、 第十二条第二項及び第三項並 び に 第 十三条第

二項 及び第四 |項にお 7 て準用する場合を含む。) の規定に適合しないものについ ては、 この 規定にか カュ わ

らず、なお従前の例による。

3 \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 E 設 置され、 又は 設 置 \mathcal{O} 工 事 がされ てい る新条例第十三条 第 項 に 規 定 す る蓄電

池 設 備 次 項 に 掲 げ る t のを除 のうち、 新 条例第十三条 第 項 \mathcal{O} 規定に適 合し な 1 ŧ \mathcal{O} に 0 V > 7 は

この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新 条例 第 十三条第 一項に規定する蓄電 池 .]設備 に新たに該当することとなるもののうち、 この条例 の施行

 \mathcal{O} 際現に 設置されているもの及びこの条例 の施 行 \mathcal{O} 日から起算して二年を経過する日までの間 に設置され

○○市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

0 火災予防条例(例)(昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号) (傍線部分は改正部分)

第十一条 屋内に設ける変電設備(全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 「一く三 (略) この三 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との三の二 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との三の三(急速充電設備) (急速充電設備) (電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航力ののと除止。)を用いて充電する設備(全出力二十キロワットのもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び	・) の位置、構造及びらない。 ・) の位置、構造及びらない。 建築物等の部分との 離を保つこと。 下同じ。)にコネクタ 下同じ。)にコネクタ 下同じ。)にコネクタ 下るためのものをい するためのものをい があるためのものをい があるためのものをい	(を	第十一条 屋内に設けるの及び次条に掲げる管理は、次に掲げる管理は、次に掲げる一〜三 (略) 三の二 間に換気、点検及 一(急速充電設備) 三の三〜十 (略) 三の三〜十 (略) 三の三〜十 (略) 京。以下同じ。)をある。以下同じ。)をある。
設備)			(変電設備)
改正前	後	正	改

じ。 掲げる基準によらなければならない。 充電ポストを含む。 収 する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブル 納する設備で、)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、 変圧する機能を有しないものをいう。以下同 以下同じ。)の位置、 構造及び管理は、 次に を

\<u>\{</u> (略)

その筐体は雨水等の浸入防 止の措置を講ずること。

五. 5 十九 (略)

2 略

(蓄電池設備)

十三条 ければならない のであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する たものにあっては ない構造とすること。 び蓄電池容量が十 ·同じ。 準 (令 蓄電池設備 和五年消 は 地震等により容易に転倒し 防庁告示第七号) キ その電槽は ロワット (蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及 この場合において、 時を超え二十キロワット時以下のも 耐酸性の床上又は台上に設けな 第二に定めるものを除く。 開放形鉛蓄電池を用い 亀裂し 又は破損し

2 略

3 措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるもの並びに消防 及び道路上に設ける電気事業者用のもの、 項に規定するも の の ほ か 屋外に設ける蓄電池設備 蓄電池設備の出火防止 住上

> ľ. 掲げる基準によらなければならない。 収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。 する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを 充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、 構造及び管理は、 以下同 次に

(略)

四 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

五~十九 (略)

(略)

2

(蓄電池設備)

第十三条 が四千八 屋内に設ける蓄電池設備 百アンペアアワー セル未満のものを除く。 (定格容量と電槽数の積の合計 以下同

Ľ, けなければならない の電槽は、 耐 一般性の床上又は台上に、 ただし、 アルカリ蓄電池を設ける床上又は 転倒しないように設

台上にあつては 耐 酸 性の床又は台としないことができる

2

略

3 キ ュービクル式のものとしなければならな 一外に設ける蓄電池設備 は 雨水等の浸入防 止 \mathcal{O} 措 置 を講じた

第四十二 4 十三 十四·十五 する者は、あらかじめ、 項第四号の規定を準用する。 第三号の二、第五号、 構造及び管理の基準については、 限りでない 長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキ おそれのある設備のうち、 ル以上の距離を保たなければならない。 ュービクル式のものを除く。 (火を使用する設備等の設置の届出) ~ 十 二 ればならない。 前項に規定するもののほか、 四 条 又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、 蓄電池設備 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の (略) 略 (蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを 第六号及び第九号並びに第十一条の二第 その旨を消防長(消防署長)に届け出な 次の各号に掲げるものを設置しようと 屋外に設ける蓄電池設備の位置、 にあっては、 第十条第四号、 ただし、 建築物から三メー 第十一条第一項 不燃材料で造 第四十四条 4 する者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出な 十四·十五 十三 蓄電池設備 おそれのある設備のうち、 第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第二項並びに本条 構造及び管理の基準については、第十条第四号、 ければならない。 第 \ + = (火を使用する設備等の設置の届出) 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位 項 の規定を準用する。 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の (略) (略) 次の各号に掲げるものを設置しようと 第十一条第一項 置、

別表第三 蕭 88 520 [表] 新加加斯 上記に分類されないも の w 草落容丽 世籍容別 昂 传光 长鹤双字 光薪 **长朝**过全 大器を収料し 国然式 DENNE. 展数 使用温度が380℃以上800℃未 適のもの 使用温度が380℃未適のもの 世代日本語の動 で成大格が過 高込数23×3・グリラ件11 んの・グリドラキコんの、 キャのネット型11んの・グロ リラ茶114ペ・グリドラギ コス茶114ペ・グリドラギ 用量度が深めた未満のもの 田福度が安全には上のもの 国際とい 4 YE FIRET 世紀元 λij 100 80 100 150 80 5 89 8 削方 胡 290 50 100 8 8 0 辞 海邦樓 (cm) 100 200 300 50 55 15 12 200 100 8 30 9 0 注: 共 (本) 上 (a) 上 (b) 上 (館坊 別表第三 痲 9 8 林1~ 密层设备 上記に分類されない の co 西排弃的 磊 长朝立军 陈光 開発式 報品 3r William 使用環度が800で以上のもの も使用調度が800で以上800で未 膜のもの 使用温度が800で未満のもの |規選異が300℃未満のもの 用温度が300℃以上のもの なら・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グ14個 以下 リル付こんろ・グリドル付 こんろ 組込型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グ1448以下 リル付こんろ・グリドル付 医側柱フソ 組入型に入る・グリッキ Y? ARIZ 21 FW 121 北方 100 8 8 100 78 8 100 田田 族5 前方 200 33 100 9 300 200 200 5 裁力 (GB) 15 21 200 50 100 0 注:機器木 体上 大 の 成 力 以 以 対 以 対 以 対 の 職 理 顧 を 参 者 理 義 を を 施北

2 \bigcirc 市 O町 条例 村) \mathcal{O} 施 火災予防条例 行 \mathcal{O} 際 現 に設置 。 以 下 ż れ て 「新条例」という。 いる燃料 電 池 発電設備、 第十三条第一 変電設: 備、 項に規定する蓄電池設備 内燃機関 を原動力とする発電設備及びこの条例による改 附 三則第四 項に掲げるものを除く。 Ē

後の

以 〇

1

の条例は、

令

和

六年

月一

目から

施

行

:する。

経

過

措

置

施

行 附

期

日則

下この 号の二 (新条例第八条の三第一 する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。 項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料 項及び第三項、 第十一条第三項、 第十二条第二項及び第三項並びに第十三条第二項及び第四項において準用 電池発電設備等のうち、 新条例第十一条第一 項 第三

3 く。)のうち、 この条例の施行の際現に設置され、 新条例第十三条第一項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、 又は設置の工事がされている新条例第十三条第一項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるもの なお従前の例による。 を除

4 この条例の施行の 新条例第十三条第一 日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、 項に規定する蓄電池設備に 新たに該当することとなるもののうち、 同条の規定に適合しないものについては、 この条例の施行の際現に設置されているもの及び 当該規定は、

適用しない。

消防予第 332 号 令和5年5月 31 日

消防庁予防課長(公印省略)

改正火災予防条例(例)の運用等について(通知)

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」(令和5年5月31日付け消防予第306号)により示したとおり、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「省令」という。)及び火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例(例)」という。)が改正され、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しが図られました。

このうち、蓄電池設備については、脱炭素社会の実現等に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいること、JIS(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ、これまで主に開放形の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しが行われたものです。

また、固体燃料を使用する火気設備等については、昨今のキャンプブーム等

を受けて住宅等を含め薪ストーブの利用が広がってきているところですが、従前はストーブの一般規定が適用され、周囲に $1\sim1.5$ mの離隔距離を確保する必要があることから、設置できる場所が限られるという状況にありました。炭火焼き器*についても、従前は、炉等の一般規定が適用され、周囲に $2\sim3$ mの離隔距離を確保する必要があるという状況にありました。そこで、薪ストーブや炭火焼き器については、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、基準の見直しが行われたものです。

今般、改正後の条例(例)(以下「新条例(例)」という。)の運用等について、下記のとおりとりまとめましたので、その取扱いに十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしており、 木炭を燃料として食材を加熱調理するものを指す。

記

- 1 新条例(例)の運用及び解説
 - (1) 蓄電池設備の規制対象の見直し(新条例(例)第13条第1項関係)
 - ア 蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大き さ、すなわち蓄電池容量(キロワット時)に依存すると一般的に考えら れることから、規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルから キロワット時に改められたこと。
 - イ 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。)第2に定める「JIS C 8715-2」はリチウムイオン蓄電池を対象とする標準規格であり、また「JIS C 63115-2」はニッケル水素蓄電池を対象とする標準規格であるこ

と。これらの標準規格では①過充電防止措置、②外部短絡防止措置及び ③内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置の3つの安全要求事項が定め られていること。

- ウ 7号告示第2に定める「これらと同等以上の出火防止措置が講じられたもの」の例としては、別紙1の1に掲げる標準規格に適合する蓄電池設備等が該当すること。
- (2) 転倒等防止措置(新条例(例)第13条第1項関係)
 - ア 改正前の本規定は酸性又はアルカリ性の電解液を用いた開放型の蓄電池を想定して、転倒時の安全措置を規定したものとなっていたところ、今般、酸性又はアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒等防止措置として適正化を図ったものであること。また、所要の経過措置を設けることとしたこと。
 - イ 「開放形鉛蓄電池」とは、使用中に補水を必要とする構造の鉛蓄電池 が該当し、一般にベント式と呼ばれるものであること。
- (3) 屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離(新条例(例)第 13 条第3項関係)

7号告示第3の「これらと同等以上の延焼防止措置が講じられたもの」の例としては、別紙1の2に掲げる標準規格に適合する蓄電池設備等が該当すること。

(4) 換気、点検及び整備に支障のない距離(新条例(例)第 11 条第1項第 3号の2関係)

本規定は、基本的な安全対策を目的とした規定であり、「キュービクル式」に限定して求めるべきものではないため、共通的に求められる措置として適正化を図ったものであること。また、所要の経過措置を設けることとしたこと。

(5) 消防長(消防署長)への届出(新条例(例)第44条関係)

本規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量 20 キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととしたこと。

2 新条例(例)の運用に当たっての留意事項

- (1) 固体燃料を使用する火気設備等の設置の届出の際、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件(令和5年消防庁告示第8号)による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号。以下「新告示」という。)に定める試験により離隔距離を定めた機器の届出がなされる可能性があることに留意すること。なお、新告示に定める試験方法・取扱いに関しては別紙2を参照すること。
- (2) 新告示第6に定める試験方法は、機器内部の熱源は高温になるものの、表面の温度は100度に達しない対象火気設備、器具等を対象としたものであり、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の運用について」(令和5年3月10日付け消防予第144号)を規定化したものであること。これに伴い、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の運用について」(令和5年3月10日付け消防予第144号)は廃止すること。

3 その他

- (1) 蓄電池設備における標準規格への適合性については、第三者試験機関等により確認されたもののほか、メーカーや輸入代理店等が自ら所定の方法により確認したものでも差し支えないこと。
- (2) 今般、延焼防止措置が講じられた蓄電池設備が7号告示に定められたことを踏まえ、「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて」(令和4年3月31日付け消防予第155号)の一部を別紙3のとおり改正し、令和6年1月1日から適用すること。

消防庁予防課

担 当:濵田、泉、秋吉 電 話:03-5253-7523

E-mail: yobouka-y@ml.soumu.go.jp

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2各号及び第3各号に掲げるものと同等以上の措置が定められた標準規格の例

1. 7号告示第2各号に掲げるものと同等以上の出火防止措置が定められた標準規格

標準規格	備考
IEC 62619	リチウムイオン蓄電池を対象
IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池を対象

2. 7号告示第3各号に掲げるものと同等以上の延焼防止措置が定められた標準規格

標準規格	備考
JIS C 4412-1	
JIS C 4412-2	JISC4412-1で求められる安全要求事項について適合しているものに限る。
IEC 62040-1	
IEC 62933-5-2	

新告示に定める試験方法等に関する補足事項

1 最大投入量(新告示第2第8号関係)

最大投入量は、原則は(1)に定める量とし、(1)に定める量が示されていない場合は、(2)に定める量とすること。なお、試験を行う際の最大投入量は、燃焼機器の本体又は説明書等に使用者に対してわかりやすく表示されること。

- (1) 通常想定される使用における最大の燃料投入量として燃焼機器のメーカーが指定する量
- (2) 燃焼機器のメーカーが公表している燃焼機器の最大出力及び燃焼効率から、以下の計算式により算出する量

最大投入量(kg) = 機器の最大出力(kW)
$*1$
 使用する固体燃料の発熱量 $\binom{kW}{kg}^{*2} \times$ 燃焼効率(%)

- ※1 メーカー・販売者が仕様書等で示している値
- ※2 固体燃料が薪の場合の発熱量は5.6 (kW/kg) とする。
- 2 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例(新告示第 5 関係)

本試験方法は、固体燃料を使用する燃焼機器のうち、薪又は木炭を燃料とし、使用者が手動でこれらの燃料を投入し、燃焼を行う構造であるものを対象とし、具体的には薪ストーブや炭火焼き器を想定したものであること。試験の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 試験に使用する固体燃料について

試験に使用する固体燃料は、以下によることが望ましいこと。

なお、燃焼機器には、使用できる固体燃料の種別について、本体又は説明 書等に表示することが望ましいこと。

ア薪

樹種はナラ又はカラマツとすること。含水率は 15%以下(誤差 3%) とすること。

イ 木炭

黒炭とすること。

(2) 燃焼機器の予熱について

試験の実施に当たり、燃焼機器の予熱が不足すると安定した燃焼が得られない傾向があることから、燃焼機器の予熱を十分に行うことが推奨され

ること。一方で、予熱を長時間行うことで灰などの燃料残渣物が蓄積し、燃 焼機器の燃料投入量に誤差が生じることから、第1号において、予熱の時間 は3時間を限度とすることとしたこと。

(3) 燃焼のサイクルについて

燃焼のサイクルを「繰り返す」とは、1のサイクルの終了後に燃焼状態を維持し、次のサイクルを直ちに開始する作業を連続して行うことを想定していること。また、試験は5サイクル行う必要があること。

(4) 第5サイクル目における注意点

第5サイクル目は試験の最後に実施するサイクルであるが、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度であった場合、更にサイクルを続けた場合は最高温度を更新する可能性がある。このことから、第5サイクル目までに、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度を示していることが必要であることとしたこと。

3 その他の留意すべき事項

- (1) 新告示により定めた離隔距離は、新告示第5及び第6に定める試験に適合した機器であれば、個別に試験を行う必要はなく、同仕様の機器にも適用可能であること。
- (2) 新告示第5及び第6に定める試験は、第三者試験機関等が実施したものに限らず、メーカーや輸入代理店等が自ら実施したものでも差し支えないこと。

「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて」(令和4年3月31日付け消防予第155号) 新旧対照表

改正後

改正前

蓄電池設備を複数台接続して設置する場合の取扱いについて(通知)

蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて(通知)

前文

蓄電池設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。)を踏まえた各市町村等の火災予防条例により、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として規制されているところです。

今般、複数台の蓄電池<u>設備</u>を接続して設置する事例が見られるようになりましたが、その<u>蓄電池容量(キロワット時)</u>の算定に当たっての蓄電池設備の取扱いが市町村によって異なることから、蓄電池<u>設備</u>を複数台接続して設置する場合の取扱いについて以下のとおりとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この 旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の 規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

蓄電池<u>設備</u>を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第3に定めるものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第3条第17号に定める

前文

蓄電池設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。)を踏まえた各市町村等の火災予防条例により、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として規制されているところです。

今般、複数台の<u>家庭用</u>蓄電池を接続して設置する事例が見られるようになりましたが、その<u>容量(アンペアアワー・セル)</u>の算定に当たっての蓄電池設備の取扱いが市町村によって異なることから、蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて以下のとおりとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この 旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の 規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

蓄電池を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納され、火災予防上一定の安全性を有する(※)ものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第3条第17号に定める「蓄電池設備」への適合が判断されるものであること。

改正後	改正前
「蓄電池設備」への <u>該当</u> が判断されるものであること。	
	(※) 当該蓄電池を用いる蓄電システムが日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第1項の日本産業規格をいう。)(JIS) C4412(低圧蓄電システムの安全要求事項)に定める規格に適合するものであるなど、火災予防上一定の安全性を有していると認められたものであること。

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、令和5年5月31日に公布されたことなどに伴い、省令を引用している条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

(1) 蓄電池設備(条例第17条)について

【現行の規制】

蓄電池容量	安全基準	消防本部又は消防署		
		への届出		
4800 A H・セル (アンペアアワー・	条例規制対象外	不要		
セル)未満				
4800 A H・セル (アンペアアワー・	条例規制対象	必要		
セル)以上				

【改正後の規制】

蓄電池容量	安全基準	消防本部又は消防署
		への届出
10kWh (キロワット時) 以下	条例規制対象外	不要
10kWh(キロワット時)を超え	条例規制対象	不要
20kWh (キロワット時) 以下	(JIS規格等に適合して	
	いるものは規制対象外)	
20kWh (キロワット時) を超える	条例規制対象	必要
	(JIS規格等による延焼	
	防止措置が講じられたもの	
	は一部規制緩和)	

(2) 固体燃料を用いた対象火気設備の離隔距離の見直しについて 別表第3中の厨房設備の離隔距離として、新たに固体燃料を用いた厨房設備 である「炭火焼き器」の離隔距離を追加した。

対象火気設備等又は対象火気設備等の種別				離隔距離(cm)					
			入力 (kW)	上方	側方	前方	後方		
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	_	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	_	80	30		30

対象火気設備 (炭火焼き器) の離隔距離のイメージ図

